

議案第 18 号

市川市国民健康保険税条例の一部改正について

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

市川市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第 2 項から第 4 項までを削り、附則第 5 項を附則第 2 項とする。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 7 項を附則第 4 項とし、附則第 8 項を附則第 5 項とする。

附則第 9 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第 35 条の 2 第 6 項の株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等」に、「附則第 35 条の 2 第 6 項に規定する株式等」を「附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に改め、同項を附則第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用に

については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第10項の前の見出し及び同項から第12項までを削り、附則第13項を附則第8項とし、附則第14項を削り、附則第15項を附則第9項とし、附則第16項を附則第10項とする。

附則第17項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第11項とし、附則第18項を附則第12項とする。

附則第19項中「附則第7項」を「附則第4項」に、「附則第8項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第13項とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の市川市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法の改正に伴い、上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を定める規定等について所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。